

**大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間終了時における
組織及び業務全般の見直しについて（案）**令和3年 月 日
文部科学大臣決定

国立大学法人法第31条の4の規定に基づき、大学共同利用機関法人の組織及び業務の全般にわたる検討結果並びに講ずる措置について、以下のとおり決定する。併せて、これに基づいて、国が総体としての大学共同利用機関法人に求める役割や機能を明確化する観点から、第4期中期目標期間における大学共同利用機関法人中期目標大綱を別添のとおりに決定し、第4期中期目標・中期計画が本決定に沿った内容となるよう、大学共同利用機関法人に求めることとする。

第1 大学共同利用機関法人の現状**1 大学共同利用機関法人の使命**

大学共同利用機関法人はこれまで、設置する各大学共同利用機関が国公立全ての大学の共同利用の研究所として、個々の大学では整備・運用が困難な研究資源を大学等の研究者の利用に供することにより、特定の研究分野について、大学の枠を越えた大規模学術プロジェクトや国際的な共同研究の推進を通じ、異分野の融合と新分野の創成を図るとともに、全ての学問分野に共通する学術基盤の構築や将来を担う若手研究者の育成に貢献してきた。

一方で、近年のグローバル化や情報化に伴い、研究力向上に係る国際競争の激化や国際交流による新たな価値の創造が急速に進む中で、我が国においても、共同利用・共同研究体制の強化を含め研究力向上に向けた一層の改革を総合的に展開する必要がある。

大学共同利用機関法人は、新型コロナウイルスの感染拡大の中で浮き彫りとなった課題、見出した新たな可能性等も踏まえつつ、新たな社会において自らが果たすべき役割を改めて認識し、共同利用・共同研究体制の在り方を先導する観点から必要な機能強化を行うことが不可欠である。

2 大学共同利用機関法人のこれまでの取組

大学共同利用機関法人においては、平成16年の法人化以降、組織編制等の

運営面や財務面において裁量が拡大したことに伴い、機構長のリーダーシップによる機動的な法人経営体制の整備やそれに基づく教育研究の活性化など、各法人の強みや特色を生かした様々な改革に取り組んできた。

また、国においても、例えば第3期中期目標期間において、各法人の機能強化の方向性に応じて運営費交付金を重点配分する仕組みの導入や「大学共同利用機関検証ガイドライン（令和2年3月）」に基づく各大学共同利用機関の検証の実施など、各法人における改革を促し、後押しするための措置を講じてきたところである。

第2 組織及び業務全般の見直しの基本的な方向性

1 見直しの考え方

大学共同利用機関法人の組織及び業務全般の見直しに当たっては、大学共同利用機関の教育研究の特性への配慮や自主性・自律性の確保の必要性等に留意する必要がある。

このため、大学共同利用機関法人の組織及び業務全般にわたる検討とその結果に基づいて講ずる措置としては、文部科学大臣が見直し内容を示すとともに、それに基づいて、国が大学共同利用機関法人に負託する役割や機能に関する基本的事項を大学共同利用機関法人中期目標大綱として提示することを中心とする。

その際、見直し内容及び大学共同利用機関法人中期目標大綱については、個々の法人ごと又は各法人の具体的な組織・業務に言及するのではなく、全ての法人を対象として全般的に示すこととする。そのため、その内容は、全ての法人に一律に実施することを求めるものではなく、中期目標の実際上の作成主体である各法人において、目指す機能強化の方向性に応じて、中期目標及び中期計画の素案等に適切に反映することを求めるものとなる。

2 基本的な方向性

第4期中期目標期間に向けて、大学共同利用機関法人には、我が国の研究力向上を牽引する役割はもとより、国立大学法人とともに、社会の様々なステークホルダーと関わり合いながら自律的な発展を続け、新しい価値を共創する経営体へと転換することで、我が国の社会変革を駆動し、先導する役割を期待する。

その観点から、国としての必要な関与と大学共同利用機関法人の自主性・自律性に基づく発展とを両立させた大学共同利用機関法人と国との関係における新たな枠組みを構築するため、大学共同利用機関法人中期目標大綱を示すこととする。その上で、各法人に対しては、各大学共同利用機関の検証結果を踏まえつつ、大学共同利用機関法人中期目標大綱の中から、6年間で自らが果たすミッションを中期目標として位置付けた上で、これまで以上に、機能の質的向上を目指し、中期計画において、自ら高い到達目標を掲げるとともに、その目標を実現する手段や目標の達成を検証することができる指標を明記すること等を通じて、自らの進むべき方向性を社会に提示することを求めるものである。

第3 大学共同利用機関法人の組織及び業務全般の見直し

令和2年12月に国立大学法人評価委員会が取りまとめた「大学共同利用機関法人の組織及び業務全般の見直しに関する視点」を踏まえ、第4期中期目標期間に向けた見直し内容を以下のとおり示す。

この見直し内容は、別に示す大学共同利用機関法人中期目標大綱の基本的な考え方となるものであり、各法人においては、この見直し内容に沿って検討を行い、その結果を中期目標及び中期計画の素案に反映することを通じて、意欲的・戦略的な取組を実現していくことが求められる。

1 組織の見直し

(1) 我が国の学術研究を先導する研究組織改革

- ・ 国立大学改革の動向を踏まえつつ、我が国を代表する国際的な共同研究拠点として当該学問分野の発展をリードし、共同利用・共同研究機能の向上や新たな学問領域の創成を図る観点から、機構長のリーダーシップの下、機構内の組織再編等による新たな研究組織の整備や、機構の枠組みを越えた体制の構築等を進めていくことが必要である。
- ・ 時代の要請に応じて、新たな学問分野の創出に戦略的に取り組むことが重要であり、検証結果に基づき、各研究分野の動向、大学の研究者のニーズ、将来性等を踏まえ、再編・統合等を含め、各大学共同利用機関等の在り方を検討していくことが必要である。

2 教育研究、法人運営等の業務全般の見直し

(1) 教育研究等の質の向上

① 共同利用・共同研究の実施体制等の充実

研究環境の向上を図り、異分野融合・新分野創成を促す観点から、大学等の学術研究の動向及び国公立大学等研究者コミュニティのニーズ等を踏まえ、競争的資金や民間資金を含めた外部資金等も活用しながら、共同利用・共同研究の実施体制の見直しや利便性の一層の向上等に努めることとする。とりわけ、ポスト・コロナにおける新たな社会に向けて、オンライン・リモート体制の強化等の対応を図ることが必要である。

② 多様な研究者の採用の推進

多様な研究者の参加による共同利用・共同研究を促進する観点から、研究者の流動性を一層高めるとともに、若手研究者の自立的な研究環境の整備を推進することとする。また、研究者の採用や配置に当たっては、女性、若手、外国人等を積極的に登用し、他機関での経験も考慮するなど、多様な構成とすることや、能力の一層の活用に積極的に努めることとする。

③ 当該分野における中核拠点機能の強化

新たな学術領域の創成に資するとともに、上記の多様な研究者の参加を促進させる観点から、人事面・予算面における機構長の裁量を一層拡大することとする。機構長裁量経費については、成果を可視化し、より効果的に活用するよう努めることとする。

学術研究の大型プロジェクトの戦略的推進において、自ら大型プロジェクトの実施主体となるだけでなく、研究者コミュニティの合意形成に向けてコーディネート機能を担うなど、広範かつ積極的な役割を果たしていく必要がある。

各大学共同利用機関等が、大学や研究者コミュニティ全体を先導し、最先端の研究を行う中核的な拠点となっている分野においては、当該機関等が中心となり、関連する研究分野の共同利用・共同研究拠点その他の研究機関とネットワークを形成し、それぞれの役割を明らかにした上で、相互補完的に協力して研究を推進するための体制を構築することとする。

④ 人材育成機能の充実

大学共同利用機関等が有する最先端の大型装置や大量の学術データ等を有効に活用して、研究者人材の実践的な育成を進める観点から、基盤機関として参画する各大学等との組織的な双方向連携による研究活動等を一層進めることとする。

博士課程の学生に優れた研究環境の下での研究参加の機会を与え、実践的な研究指導を行うという大学共同利用機関の教育の強みを最大限に伸ばしていくことが重要であり、総合研究大学院大学との連携等により、大学院教育の更なる充実を図るとともに、こうした活動について社会に向け分かりやすく発信していくこととする。

⑤ 物的資源のマネジメントの充実

研究施設・設備については、研究者のニーズや稼働率等に基づき、保有する施設・設備の重点化を図るとともに、全国の大学等の研究機関と協力して、ネットワークを構築し、参画大学等が所有する研究設備を相互利用できる環境を整備するなど、可能な限り設備の共用化を進めることとする。

⑥ グローバル化の推進

急速に進むグローバル化の中で、人材・システムのグローバル化を一層推進するため、国内外の優秀な研究者を集め、国境を越えた共同研究等を行うなどにより、国際的に活躍できる人材の育成や優れた研究成果の創出を図っていくこととする。また、一国だけでは整備・運用が困難な施設・設備については、国際的な役割分担・推進体制を明確にした上で整備・運用し、国際的に共同利用することとする。

⑦ イノベーション創出に向けた産学連携の推進

産業界等との連携を強化し、優れた学術研究の成果をイノベーションに結びつけていくため、各大学共同利用機関等が産業界等にも開かれた研究機関であることについて分かりやすく発信するとともに、産業界等の研究者に対するサポート体制の充実、産業界等との調整に当たる人材の確保等を進めることとする。

(2) 業務運営の改善及び効率化、財務内容の改善、その他業務運営

① 機構長を中心としたガバナンスの強化

各法人において、自らのガバナンス体制を絶えず見直していくことで、機構長のリーダーシップの下で、強靱なガバナンスを構築することとする。

その際、研究者コミュニティや社会のニーズを的確に反映し、幅広い視点での自律的な運営改善に資するため、経営協議会及び教育研究評議会の運用の工夫改善を図る、産業界等の外部人材の登用を促進するなどにより、様々な機構外の者の意見を法人運営に適切に反映していくこととする。

また、各法人の実情に応じて、その有する機能を最大限発揮できるガバナンスを確保することが重要であり、例えば、法人経営に必要な能力を備える人材の計画的な育成・確保、社会の変化に応じた高度な専門職の登用・配置等を充実することとする。

監事は、財務会計だけではなく、法人の経営全体が適切かつ効率的に機能しているかについて監査することが求められている。監事のうち少なくとも1名を常勤とする法改正の趣旨を踏まえつつ、監事の支援体制の整備・充実等により、より効果的・明示的に牽制機能を果たすための体制を整備することとする。

② 人事給与マネジメント改革の総合的な推進

教育研究機能の強化に向けて、人的資源を最大限に活用するため、年齢構成の適正性の確保や人材の多様性を勘案した中長期的な人事計画の策定、意欲や能力を引き出すことを目的とした適切な業績評価と処遇への反映やそれを軸とした新たな年俸制の適用、さらには、若手教員の雇用確保や外部資金の人件費への活用及びこれらを念頭においたテニユアトラック制度やクロスアポイントメント制度の効果的活用等、人事給与マネジメント改革を総合的に推進することとする。

③ 自律的な経営に向けた体制の強化

各機構の実態や目指す方向性を踏まえつつ、適切な会計マネジメントの下、外部資金の獲得や寄附金等に加え、規制緩和措置を踏まえた適切なリスク管理に基づく、効果的な資産運用や保有資産の積極的な活用等を通じて、財源の多元化を進めることとする。

国（国立大学法人評価委員会）による毎年度の業務実績に係る評価を行わ

ないこととする法改正の趣旨を踏まえた上で、大学共同利用機関法人には多額の公的な資金が投入されていること、その存立は社会からの負託によるものであることを認識し、社会への説明責任を果たすため、客観性と外部性を確保しつつ、徹底した自己評価を自ら実施してその結果を公表するとともに、各機構の実情や果たしている機能、研究活動の成果、社会に対する貢献内容等を国民に分かりやすい形で示すように積極的に情報発信することとする。

④ 効果的・効率的な法人運営の推進

効果的な法人運営を進める観点から、職員の適切な人事評価に応じた処遇、リサーチ・アドミニストレーターなどの高度な専門性を有する者等の多様な人材の確保と活用、ポストドクター等のキャリアパス支援の確立を図ることとする。

効率的な法人運営を行うため、他の機構や大学との事務の共同実施等の推進、アウトソーシングの推進及び大規模災害等の発生に備えた連携の構築など、他の機構や大学と連携した取組を行うこととする。

⑤ 共創の拠点としての施設・教育研究設備の整備

教育研究の機能強化と、地域・社会・世界への一層の貢献のため、多様な研究者・学生との共創や地域・産業界との共創の拠点を形成することが重要であり、その実現を目指す観点から、施設について、老朽改善整備による長寿命化などの計画的な施設整備の実施、施設マネジメントの推進、多様な財源の活用などに取り組むとともに、教育研究設備について、法人全体でのマネジメントによる戦略的な整備・共用等に取り組むこととする。

⑥ 効果的・効率的な業務運営に向けたデジタル化の推進

デジタル技術の活用等により、業務全般の継続性の確保と併せて機能を高度化するとともに、そのために必要な業務運営体制を整備するなど、業務のデジタル化を一層進めることとする。

⑦ コンプライアンス・安全管理体制の充実

大学共同利用機関法人が社会的使命を果たしつつ、その活動を適正かつ持続的に行っていくため、コンプライアンスや内部通報・外部通報等における内部統制の仕組みの整備を図りつつ、内部規則を含めた法令遵守等の徹底、

危機管理体制の機能の充実・強化、不適切事案の再発防止に向けた取組等を進めることとする。

事故等を未然に防止するため、広く安全管理体制の強化を図り、役職員の意識向上を通じた安全文化の醸成に向けた取組を行うこととする。

⑧ 研究不正・研究費不正の事前防止と事後対応

社会からの負託を受けて研究を遂行する大学共同利用機関法人は、研究及びそのための研究費の使用に関して、適正性・公正性を厳格に担保する必要があり、引き続き、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」や「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」等を踏まえ、研究不正・研究費不正の根絶に向けた組織的な取組をより一層徹底することとする。

⑨ 情報セキュリティの確保

現在の社会において、情報・データの価値が高まる一方、サイバー攻撃や情報管理の不徹底に起因するセキュリティインシデントも多数発生している現状を踏まえ、既に実施している技術的対策や物理的対策をはじめ、組織や業務体制、学内規則、人材の確保・育成を含めた人的対策等、情報セキュリティ対策全体の抜本的な見直し・強化を図ることとする。

第4 制度改正等の措置

1 国立大学法人運営費交付金の配分方法の見直し等

国立大学法人運営費交付金について、「第4期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方に関する検討会」の審議まとめでは、次のような提言がなされている。

- ・ 第4期では、大学共同利用機関法人が、我が国社会の公共財として、学術的価値だけでなく、社会、経済、国民生活等の進歩にどれだけ影響を与えることができるかということ国民・社会に説明して理解を得ていくことが必要であり、それを促進するため、運営費交付金において、各大学共同利用機関法人が社会的なインパクトを創出する取組を分析し、戦略的な強化に取り組むことを、6年間の中期目標期間を通じて後押しする仕組みとして「ミッション実現戦略分」を導入する。

- ・ 第4期において、大学共同利用機関法人が自律的・戦略的な経営を進め、ミッション実現を加速していくためには、定常的な活動に止まることなく、新たな活動展開が求められることを踏まえ、新たな教育研究組織整備や、国立大学法人・大学共同利用機関法人に共通する課題等に対応する取組に対する支援については、第3期に引き続き実施する。
- ・ こうしたミッション実現を支援するための一定の財源を確保しつつ、法人内資源の再構築を促すため、第3期に引き続き、第4期においても係数の仕組みが必要である
- ・ 運営費交付金の中で、一層の改革へのインセンティブとして、国立大学法人・大学共同利用機関法人の活動全体の実績等について、共通指標により客観的に評価を行い、その結果に基づいて配分する部分も必要であることを踏まえ、令和元年度から導入した「成果を中心とする実績状況に基づく配分」について、アウトカム重視の指標への厳選や評価に当たってのグループ分け等について必要な見直しを行った上で、第4期を通じて運用する。

上記の提言等を踏まえ、第4期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の構成、配分等の在り方について、必要な見直しを行う。

2 国立大学法人法の一部改正

第4期中期目標期間に向けて、大学共同利用機関法人の管理運営の改善並びに教育研究体制の整備及び充実等を図るため、国立大学法人法の一部を改正する法律（令和3年法律第41号）等により以下の措置を講ずる。

（1）大学共同利用機関法人のガバナンスの見直し

監事の監査体制を強化するため、常勤監事を必置とするとともに、機構長の職務執行について一層の透明性を確保するため、機構長選考会議に機構長の職務執行の状況の報告を求める権限を付与し、その名称を機構長選考・監察会議とすること。

（2）評価指標の設定及び年度評価の廃止

中期計画の達成状況を可視化し、適正な業務運営を担保するため、中期計画に評価指標を記載することとともに、自律的な法人運営の実現を図るため、国による法人評価は、中期目標期間を通じた評価のみを実施するこ

ととし、毎年度の業務実績に係る評価を廃止すること。

併せて、各法人に対して、大学共同利用機関法人中期目標大綱及びそれに基づく各法人の中期目標・中期計画に基づいて徹底した自己点検・評価の実施及び公表を求めることとする。

(3) 大学共同利用機関法人による出資の範囲の拡大

大学共同利用機関法人の研究成果の社会還元及び財源の多様化による大学共同利用機関法人の財政基盤の強化のため、大学共同利用機関法人による出資の範囲を拡大すること。

3 組織・業務全般の見直し内容の中期目標・中期計画等への反映の確保

各法人の自主性・自律性を尊重しつつ、第3に示す見直し内容及びそれに基づいて国が示す大学共同利用機関法人中期目標大綱が各法人の作成する中期目標・中期計画の素案に適切に反映されているか等を確認し、国立大学法人評価委員会の意見を聴いた上で、必要に応じて中期目標・中期計画の素案の修正を求めるなどの措置を講じる。